

新たに

ことぶきマスター

お米は自由に売買する
ことはできません。

食糧事務所だより

合は不正規米です。このように
お米は食糧管理法によって
流通の規制があります。

**お米の消費拡大運動に
協力しましょう**

八月二十三日、県民会館大
ホールにおいて昭和五十九年
度ことぶきマスター証書、バ
ッジ交付式並びに実践発表会
が行われました。

都留市から選ばれた三十二
名に、県知事よりことぶきマス
ター証書とバッジが手渡され
ました。

「ことぶきマスター」とは

お年寄り（六十五歳以上）

の方々の長い人生経験から培
つてきた知識や技能、生活の
知恵などを、社会に生かして
いたくため、また生活文化
伝承とあわせて、お年寄りの
多様な生きがいを開拓するた
めに、昭和五十六年度からは
じめたものです。

今年度より新たに活動をし
ていただくことぶきマスター
は次の方々です。

生活・伝承部門

（敬称略）

藤本	森島	大森	安田	安田	定則	護茂	作造	晃	上谷五丁目	上谷四丁目	古川渡	大野	つる三丁目	
小林	渡辺忠一	杉田	天野なつ子	高荒	齊藤あさを	原田	公文	相沢	岩崎	稻見	奥秋	西村	小山	鈴木
よし江	江	よし江	慶二	政雄	政雄	天野	天野	小保	三枝	岩波	岩波	徳江	佳平	小林
十日市場	中央二丁目	境	中津森	重忠	啓治	公文	清茂	スエ	信安	淳	俊次	和子	忠文	博子
中央二丁目	十日市場	大幡	田原三丁目	夏狩	武子	照子	武子	和子	上谷五丁目	上谷五丁目	上谷二丁目	滝口	ひろ子	
十日市場	中央二丁目	下谷三丁目	中津森	井倉	井倉	中津森	中津森	中央二丁目	中央二丁目	中央二丁目	小野	ひで	奥脇	
中央二丁目	十日市場	大幡	田原三丁目	夏狩	武子	中津森	中津森	下谷	下谷	下谷	夏狩	上谷二丁目	山口	
中央二丁目	十日市場	下谷三丁目	中津森	井倉	井倉	中津森	中津森	田野倉	田野倉	田野倉	小野	上谷二丁目	山口	
中央二丁目	十日市場	大幡	田原三丁目	夏狩	武子	中津森	中津森	田野倉	田野倉	田野倉	夏狩	上谷二丁目	山口	
中央二丁目	十日市場	大幡	田原三丁目	夏狩	武子	中津森	中津森	田野倉	田野倉	田野倉	小野	上谷二丁目	山口	

不用犬・猫巡回収集日程表（10月24日）

○猫は麻袋等へ入れて出して下さい。

地区	収集場所	時間
禾生	田野倉駅入口	9:40~9:45
	旧禾生第二小前	9:45~9:50
	禾生出張所前	9:55~10:00
盛里	旧与繩小入口	10:05~10:10
	盛里出張所前	10:15~10:20
三吉	曾雄公民館前	10:25~10:30
	下戸沢清水場	10:45~10:50
	谷村第二小前	10:55~11:00
開地	緑町公民館前	11:05~11:10
	中小野公民館前	11:15~11:20
	細野杉本商店前	11:25~11:30
東桂	十日市場公民館前	1:00~1:05
	東桂出張所前	1:10~1:15
	境公民館前	1:20~1:25
谷村	上町自治会館前	1:30~1:35
	市役所入口	1:40~1:45
	深田水神宮前	1:50~1:55
	道生堀バス停前	2:00~2:05
宝	用津院入口	2:10~2:15
	宝出張所前	2:20~2:25
	上大幡公民館前	2:30~2:35

◇各市町村内で生産された、
お米は農林水産大臣の指定を
受けた市町村内の農協等の集
荷業者以外には売り渡すこと
は出来ません。自家保有米に
余裕のある生産者は農協か、
食糧事務所へ申し出て売り渡
しましょう。

◇お米の販売は県知事の許可
を受けた看板のある小売店以
外は販売出来ません。若し看
板のない店で販売している場
も通した作物です。

消費者の皆さん

このマークのあ
るお店でお求め
下さい。



知事許可販売店

◇国は県・市町村を通じ予算
を講じ、学校給食の拡大等お
米の消費拡大推進を図り国民
の食糧を安定的に供給するた
めの事業を行っております。
◇お米は日本の気候、風土に
も適した作物です。
米飯になじみを深めて栄養と
バランスを図りましょう。
お米に関する相談は、食糧
事務所都留支所へ連絡下さい。
（一）一四四
（二）一四四
（三）一四四